介護予防訪問介護サービス重要事項説明書

＜令和　　年　　月　　日現在＞

①　事業の目的

社会福祉法人　欣彰会が開設する敬寿園ホームヘルパーステーション（以下「事業」という。）が行う指定介護予防訪問介護事業（以下（事業）という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、指定介護予防訪問介護サービスを提供することを目的とします。

２　運営の方針

（１）事業の実施にあたっては、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。

（２）サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告いたします。

（３）事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めます。

３　事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話　　０４８－６８６－２６１１

担当　　北澤カズヨ、久保田徹（サービス提供責任者）

＊ご不明な点は、なんでもおたずねください。

４　敬寿園ホームヘルパーステーションの概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

事業者名	敬寿園ホームヘルパーステーション
所在地	埼玉県さいたま市見沼区大字片柳１２９８番地
介護保険事業者番号	埼玉県　1170300436
サービスを提供する地域	さいたま市

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（２）施設の職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		名（　）		サービス管理全般	名（　）
サービス提供責任者		名（　）		サービス調整管理	名（　）
介護職員	介護福祉士	名（　）	名（　）	日常介護業務	名（　）
	１級～２級修了者	名（　）	名（　）		名（　）
	３級修了者	名（　）	名（　）		名（　）
	その他	名（　）	名（　）		名（　）

（３）職員の勤務体制

①常勤職員　　８：３０～１７：３０

②非常勤職員　　勤務表に準ずる

（４）サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～ 18:00	早朝 6:00～ 8:00	夜間 18:00～ 22:00	深夜 22:00～ 6:00	備考
平日	○	○	○	○	
土・日・祭日	○	○	○	○	

＊　時間帯により料金が異なります。

５　サービスの内容

介護予防訪問介護サービス計画に沿って、下記のサービスを行ないます。

（１）生活援助……家事援助

（２）その他のサービス……介護相談等

６　料金

（１）利用料金

お支払いいただく１回あたりの自己負担額は、下記のとおりです。

		１ヶ月あたりの自己負担額		
		１割	２割	３割
介護予防訪問介護（Ⅰ）	要支援１・２ 週１回程度	１，３００円	２，５９９円	３，８９９円
介護予防訪問介護（Ⅱ）	要支援１・２ 週２回程度	２，５９６円	５，１９２円	７，７８７円
介護予防訪問介護（Ⅲ）	要支援１・２ 週２回超える程度	４，１１９円	８，２３７円	１２，３５５円
初回訪問		２２１円	４４２円	６６３円
緊急時訪問		１１１円	２２１円	３３２円
生活機能向上連携		１１１円	２２１円	３３２円

＊　処遇改善費が１ヶ月の利用料（サービス内容）に応じて２４．５％発生します。

＊　上表のサービスの実施頻度は、介護予防訪問介護サービス計画においてご相談のうえ定めます。

＊　契約者の容態の変化、介護予防サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じ変更することがあります。

＊　介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、利用料金の全額をご負担いただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日市区町村の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

（２）交通費

前記２の（１）のサービス提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための交通費の実費が必要です。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次のとおりとする。

①さいたま市境から、片道おおむね５キロ未満　　１００円

②さいたま市境から、片道おおむね５キロ以上　　２００円

（３）その他

①利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

②料金のお支払方法

毎月、１５日までに前月分の請求をいたしますので、２６日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

7　サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業者職員がお伺いいたします。

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

（２）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の７日前までに文書でお申し出ください。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了３０日前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

④その他

利用者が、サービス利用料金の支払を１５日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１５日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが事業者や施設の職員に対して、ハラスメント行為などを含む本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8　身体拘束について

利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

なお、緊急やむを得ず身体拘束が必要と判断した場合には、本人またはご家族に対して充分な説明を行い、同意を頂いてから対応させて頂きます。

9　ハラスメントの対応について

事業者は、別紙の方針に基づき、ハラスメントの予防及び対策をいたします。お互いに良いサービスが提供できるよう、ご利用者・ご家族の皆様も、ご協力をお願いいたします。

１０　虐待の防止に関する事項

（１）事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止策のために、次の措置を講じるものとします。

①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。

②虐待防止のための指針を整備します。
③職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
④虐待防止のための措置を適切に実施する為、担当者を配置します。

（２）事業所は、サービス提供中に、当事業所または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

１１　事故発生時の対応

職員は、サービス提供時により事故が発生した場合には、事故対応マニュアルに従いご家族、市区町村、関係医療機関等へ速やかに連絡を行うなど必要な措置を講じます。

１２　緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡を取る等、必要な措置を講じます。

緊急連絡先①		
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
緊急連絡先②		
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

１３　非常災害対策

（１）事業所は、消防法等の規程の基づき、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

（２）事業所は、非常災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業継続計画を策定し、定期的に研修・訓練（シュミレーション）の実施を行います。

（３）事業継続計画は、以下の２つの事態に対応するものとします。

① 非常災害等

②感染症まん延時

１４ 秘密保持

（１）事業者及び施設の職員は、個人情報保護法等に基づき、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

（２）事業者は、利用者及び利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を提供しません。

１５　サービスの第三者評価の実施状況　（　有　・　無　）

実施年月日　　年　　月　　日　　評価機関

評価結果開示状況（　有　・　無　）

○介護予防訪問介護に関するに関する個人情報、事故発生時の対応、秘密保持等に関する相談、要望、苦情等の対応は、サービス提供責任者にお申し出ください。